広島県産業・雇用対策本部設置要綱

（設　　置）

第１　中長期的視点から本県産業の競争力を強化するとともに，厳しい雇用情勢に的確に対応した緊急的な雇用対策を推進し，本県産業の再生と雇用の維持・創出を図るため，「広島県産業・雇用対策本部」（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２　本部は，次に掲げる事項を所掌する。

（１）中長期的な視点から本県産業の競争力強化の推進に関すること。

（２）厳しい雇用情勢に的確に対応した緊急的な雇用対策の調整及び推進に関すること。

（３）その他，本県産業の再生と雇用の創出・維持を図るために必要と認められる事項に関すること。

（組　　織）

第３　本部は，本部長，副本部長及び本部員で構成するものとし，それぞれ別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

第４　本部の円滑な推進に資するため，本部に幹事会を置く。

２　幹事会は，別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

（会　　議）

第５　本部会議は，本部長が召集し，主宰する。

２　副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故あるときは，その職務を代理する。

３　幹事会は，幹事長が召集し，主宰する。

４　副幹事長は，幹事長を補佐し，幹事長に事故あるときは，その職務を代理する。

（ワーキング・グループ）

第６　幹事会に，必要に応じてワーキング・グループを置くことができる。

（事務局）

第７　本部に関する事務は，商工労働局商工労働総務課において処理する。

（その他）

第８　この要綱に定めるもののほか，本部の運営に関して必要な事項は，本部長がこれを定める。

附　　則

この要綱は，平成 11 年７月 22 日から施行する。

附　　則

この要綱は，平成 12 年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は，平成 13 年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は，平成 14 年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は，平成 15 年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は，平成１６年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は，平成 17 年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は，平成 18 年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は，平成１９年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は，平成２０年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は，平成２１年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は，平成２２年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は，平成２３年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は，平成２４年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は，平成２６年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は，平成２７年４月１日から施行する。

（別表）

広島県産業・雇用対策本部の構成員

対　策　本　部		幹　事　会	
本 部 長	知事	幹 事 長	商工労働局産業労働部長
副本部長	副知事	副幹事長	商工労働局商工労働総務課長
本 部 員	会計管理者	幹　事	会計管理部会計総務課長
	危機管理監		危機管理監危機管理課長
	総務局長		総務局総務課長
			総務局人事課長
			総務局財政課長
	経営戦略審議官		総務局経営戦略審議官経営企画チーム政策監
	地域政策局長		地域政策局地域政策総務課長
	環境県民局長		環境県民局環境県民総務課長
	健康福祉局長		健康福祉局健康福祉総務課長
	商工労働局長		商工労働局雇用労働政策課長
	農林水産局長		農林水産局農林水産総務課長
	土木建築局長		土木建築局土木建築総務課長
	都市建築技術審議官		
	企業局長		企業局企業総務課長
	病院事業管理者		病院事業局県立病院課長
	教育長		教育委員会総務課長
	警察本部長		警察本部総務課長